

英吉利の戦時物品価格法

田中, 和夫
九州帝国大学法文学部教授

<https://doi.org/10.15017/14442>

出版情報 : 法政研究. 10 (2), pp.155-176, 1940-07-15. 九州大学法政学会
バージョン :
権利関係 :

英吉利の戰時物品價格法

田 中 和 夫

- 一 價格統制
- 二 商務省の價格決定
- 三 統制違反に對する制裁
- 四 統制違反行爲の私法上の效果
- 五 賣惜の禁止
- 六 特則、略稱、存續期間

今次の歐洲戰爭勃發と共に、各國は物價の騰貴を抑制せんが爲めに、必要な立法を爲した。獨逸は、昨年九月一日制定の「戰時經濟命令」中に於て、賃銀及び價格の停止乃至引下げを命じ、佛蘭西は、同九月九日制定の「戰時價格取締令」を以つて、物價並びに賃銀を、原則として九月一日を基準として停止せしめた。前者については雜誌企畫第二卷第一一號三五頁以下に、後者については同第三卷第一號一頁以下に、その概要が紹介せられて

る。

英吉利は、昨年十一月六日に「物品價格法」(Prices of Goods Act, 1939, 2 & 3 Geo. 6, ch. 118)を制定した。本稿は同法の概要を説明せんとするものである。

本法の正式の名稱は、「商務省 (Board of Trade) によつて指定せられる物品の價格が、それらの物品の基本價格より、一定の指定せられた費用の増加額に歸し得べき額より上に、引上げられることを妨止し、且その結果たる目的及びそれに附隨する目的の爲めの法律」といふのであつて、本法の内容を簡潔に示してゐる。即ち、英吉利の採用した政策は、物價の騰貴を全然許さないとするのではなく、原料、運賃、賃銀給料、保険料等一定の費用の騰貴に基く、物價の合理的騰貴は之を認め、その暴騰を抑制しようとするのであつて、昨年八月二一日に於ける價格を基準としてゐる。休暇中であつた英吉利の議會が、事態急迫の爲に再開せられ、一日にして緊急國防全權法を通過せしめたのは、八月二四日のことであつたが、その三日前に於ける價格を基準としたのである。

本法に基く商務省の最初の命令が、昨年二月一八日に制定せられた。同命令は、本法の適用を受ける物品として、衣服類、家庭用の織物、金物等を指定し、本年一月一日より本法がこれらの物品につき實效を有することなくした (Law Times, vol. 189, p. 26, Board)。
(of Trade Journal, vol. 143, p. 813)。

食糧品が右の指定物品中に含まれてゐないのは、食糧品については、緊急國防全權法 (Emergency Powers (Defence) Act, 1939) に根據を有する食糧大臣の命令により、配給及び價格の統制が行はれてゐるからである。^(註)

(註) 緊急國防全權法は、前述の如く、昨年八月廿四日に制定せられた。同法の正文の譯文は、雜誌企劃第二卷第一〇號一〇一頁以下に載せられてゐる。同法の授權に基き、翌二五日勅令を以つて、緊急國防全權規則 (Emergency Powers (Defence) Regulations, 1939) が制定せられた。同規則の概要については、雜誌企畫第二卷第一〇號一一一頁以下及び Law Times, vol. 198, p. 208 参照。同勅令の規則第五五による授權に基き、食糧大臣が、食糧品の配給及び價格を統制する命令を制定してゐる。その食糧大臣の命令中一般的なものは、昨年十二月廿七日制定の食糧定量配給令 (Food's Rationing Order) であり、この命令により、本年一月八日から重要食糧品について切符制が採用せられた (Law Times, vol. 189, pp. 99, 25, 43)。

※

以下本法の内容を紹介するのであるが、「價格統制」とか「統制違反に對する制裁」等の見出しは、便宜上筆者の附したものである。各條の見出しは法律の正文自體に附けられてゐる。總ての條文を譯するが、順序は必ずしも條文の順序によらない。

一 價格統制

昨年八月二一日に於ける價格を基本價格 (basic price) とし、之を許可増加額 (permitted increase) 即ち本法第一附則 (First Schedule) 列擧の原料、運賃、賃銀給料、保険料、一税金等の騰貴に基く増加額、との合計額を超過する價格による賣買を禁止するのである。右合計額を許可價格 (permitted price) とす。

第一條 價格の統制せられた物品を許可價格より上で賣ることの禁止

價格の統制せられた物品を、營業の行程に於て、許可價格、即ち基本價格と許可増加額との合計額を超えた價格にて賣却し、

英吉利の戰時物品價格法

賣却の合意を爲し、又は賣却の申出を爲すことは不法である。

第二條 價格の統制せられた物品

本法に於て「價格の統制せられた物品」といふ語句は、商務省によつて本條に基き制定せられ、且その時現に效力を有してゐる命令中に、定められた種類の物品を意味する。

第三條 基本價格

(一) 本法に於て「基本價格」といふ語句は、賣却せられ、賣却の合意の爲され、又は賣却の申出の爲される、如何なる種類の物品の關係に於ても、その行程に於てそれらの物品が賣却せられ、賣却の合意の爲され、又は賣却の申出の爲される營業の通常の行程に於て、一九三九年八月二日（又は本條第四項に基いて基本價格の確定せらるべき他の日）に、それらの物品と同様の種類の物品につき、賣却の申出の爲されてゐた價格を意味する。

(二) 卸賣と小賣の兩部門、製造と販賣の兩部門、又は異なる性質の若はその他とにかく區別し得る段階に於ける二つ若はそれ以上の部門を含む營業の行程に於て、賣却せられ、賣却の合意の爲され、又は賣却の申出の爲される、價格の統制せられた物品の關係に於ては、本條第一項に謂ふ所の、その行程に於てそれらの物品が賣却せられ、賣却の合意の爲され、又は賣却の申出の爲される營業とは、その取引の行はれる營業のその特定の部門のことであると解することを要する。

(三) それらの物品に對する基本價格の確定せらるべき日に、營業の行はれてゐなかつた、又はその行程に於て關聯ある性質の物品につき賣却の申出の爲されてゐなかつた、營業若は營業の部門の行程に於て、賣却せられ、賣却の合意の爲され、又は賣却の申出の爲される價格の統制せられた物品の關係に於ては、本條第一項の、それらの物品が賣却せられ、賣却の合意の爲され、又は賣却の申出の爲される營業といふ代りに、その日に營業の行はれてゐた、又は關聯ある性質の物品につき賣却の申出の爲されてゐた、その營業と同様な營業、若はその營業の部門と同様な營業の部門と置換へて、本條の上記の規定は效力を有する。

- (a) 八月二一日にある種類の物品について賣却の申出の爲されてゐた價格に、影響を與へてゐた例外的な事情、
- (b) 八月二一日よりの時日の経過、及び、その結果たる、同日ある種類の物品について賣却の申出の爲されてゐた價格を確定するについての困難、又は
- (c) ある種類の物品が季節的な價格の變動を受ける事實

を考慮して、商務省が、その種類の物品に對する基本價格を、八月二一日以外の日によつて確定するを便宜であると認めた場合には、商務省は命令を以つて、その基本價格は、命令の效力存続中に爲された賣却、合意若は申出に關しては、命令に指定する日によつて、又季節的な價格の變動を受ける物品については、異なりたる季節に行はれる取引につき、命令に指定する異なりたる日によつて、確定すべきことを指示することが出来る。

第四條 許可増加額

本法に於て「許可増加額」といふ語句は、賣却せられ、賣却の合意の爲され、又は賣却の申出の爲される、價格の統制せられた物品の關係に於て、その物品に對する基本價格を確定すべき日以後の營業の變化に基き、本法の第一附則に指定せられた諸事項を全體として考慮し、これらの諸事項につき、合理的に正當化される増加額を超えざる額を意味する。

本法第一附則 (First Schedule) は次の如くである。

第一附則 許可増加額決定に際し考慮せらるべき事項

營業を營むに必要な、物品の、未加工若は半加工の原料及び製成品の原價、(並びに商務省が、中央價格統制委員會の進言に基き、施行規則を以つて時々規定することあるべき條件及び制限の下に、一定價格で將來物品のかゝる原料及び製成品の引渡を受ける趣旨の有効な購入契約に基く債務)。——〔(註) 上記括弧の中は Prices of Goods (Permitted Increase) Order, 1940 によつて追加せられたのである (Board of Trade Journal, vol. 144, p. 254)°〕

製造及び製作作業費。

土地建物及び工場設備の費用、その維持及び改良の費用、並びに賃借料。

保険料。

賃銀及び給料。

經營及び營業所の費用。

年金、慈善及び福利の組織。

關稅、國產稅、賦課稅、及び借入金に對する利息の債務。

運賃。

廣告、委託販賣人の雇入、其の他の販賣手段の費用。

貸倒準備金。

間接費の割當てられる營業の總量。

本附則に基き商務省によつて制定せられる命令に指定せられる他の事項。

賣却の申出に關し、次の如き規定がある。

第一條 集合申出に於て各別的に價格を述ぶる義務

價格の統制せられた物品の賣却と、それ以外の物品（價格の統制せられた他の物品たるも、若は含むと、否とを問はない）の賣却との双方に關して、全體として與へらるべき約因に對し、取引を締結しようといふ申出を爲した場合に於て、その申出を受けた者の要求あるときは、申出を爲した者は、その物品に割當てる價格を書面にて述ぶることを要し、且その申出は、本法の目的の爲めには、その物品をかくして述べた價格にて賣却すべき申出であると看做される。

第三條 第一一條又は第一二條違反に對する刑罰

(一) 前二條の何れかの規定に違反した者は、略式起訴に基き、三月を超えざる期間の禁錮、又は百磅を超えざる罰金、又はその双方に處せられる。

(二) 本法第八條の第二項第四項第五項及び第六項の規定は、それが本法第一條違反に對する關係に於て效力を有するが如くに、前二條の何れかの違反に對する關係に於て、效力を有する。

尙後述第十八條の法人犯罪に關する規定が、この場合にも適用せられる。

第二〇條 本法に於ける「申出」といふ語の意義

本法に於て物品賣却の申出と云つてゐる場合には、價格表の公表により、價格を指示する記號を付して物品を賣つてゐることにより、相場表の供給により、又はその他如何なる方法によるを問はず、物品の賣却の爲めにその提議する價格を通告することをも云つてゐるものと解すべく、且本法第一一條に於いて取引を締結しようといふ申出と云つてゐるのは、同様に、その取引の爲めに提議する、約因の通告をも云つてゐるものと解することを要する。

本法を適用しない例外的場合について、

第一四條 競賣又は輸出の爲めの例外

(一) ある種類の物品の關係に於て、本項が效力を有せざる旨を、その時現に效力を有してゐる商務省の命令が指示してゐる場合を除き、本法は、競賣により決定した額による賣却又は賣却の合意若は申出には、適用がない。

(二) 本法は、輸出せんと企圖されてゐる物品の賣却又は賣却の合意若は申出には、適用がなく、本法の上記の何れかの規定違反の爲めに起訴せられた場合に於て、問題の物品が輸出せんと企圖されると信ずるに、相當な理由のあつたことを、證明すれば抗辯となる。

二 商務省の價格決定

商人は、各自自己の危険に於て基本價格及び許可増加額を計算し、その合計額以下で賣つて良いわけであるが、各自が之等の計算を爲すのは不都合な場合が多いので、便宜上商務省が、中央價格統制委員會の協力を得て、基本價格、許可増加額、又は許可價格を指定することが出来ることとしてゐる。而してこの指定の爲された場合には、之に従つて爲した賣買は常に適法である。しかしこの指定價格は、それ以上の效力を有するものではなく、前掲第一條の規定により、それ以上の價格が許可價格なりと考へた商人は、自己の危険に於てその許可價格を計算し、その價格に於て賣買することが出来る(この點、第三條第四項及び第六條第一項に基く指定とその意義を異にする。これらの規定による指定は拘束力を持つ)。許可價格指定後、原料、運賃、税金等が更に騰貴した場合の如き、特に然りである。

この商務省の指定價格に對しては、商人側からも買主側からも不服申立を爲すことが出来る。

昨年一二月一八日の商務省令は、價格統制物品の品目を指定するに當つて、同時にそれらの物品についての小賣の基本價格をも指定した(Law Times, vol. 189, p. 26)。

第五條 基本價格、許可増加額、又は許可價格を指定する商務省の權限

(一) 商人の代表者なりと商務省が認める一群の者の、ある種類の物品について爲された申立に基き、又は本法第八條により任命せられた中央價格統制委員會の、ある種類の物品に關して爲された申立に基いて、商務省が——右委員會による以外の申立の場合には、右委員會に諮問した上で——便宜的且實行可能であると認めた場合には、商務省は命令を以つて、

- (a) その種類の物品に對する基本價格を表はす價格、
- (b) その種類の物品に對する許可増加額の標準を表はす百分率、又は
- (c) その種類の物品に對する許可價格を表はす價格
- を指定することが出來、而して、本項(a)號(b)號又は(c)號に基く命令が效力を有する種類の物品の賣却又は賣却の合意若は申出が
- (i) 右(a)號によつて指定せられた價格と許可増加額との合計額、
- (ii) 基本價格と右(b)號によつて指定せられたその百分率に等しい額との合計額、又は
- (iii) 右(c)號によつて指定せられた價格
- を超えざる價格にて爲されたときは、本法の上記の規定の如何に拘らず、本法第一條の規定に關する限り、適法なりと看做される。
- (二) 前項の命令を制定した場合には、出來得る限り速かに、商務省は、それによつて影響を受けさうだと認める人々に通知する最上なりと考へる方法によつて、その命令の趣旨を示した通告を公表することを要する。
- (三) 右命令に對しては、本法第二附則の規定に従つて任命せられた審判者(tribunal)に對し、問題たる種類の物品の商人又は買主の代表者なりと審判者によつて認められる者の申立によつて、不服申立(appeal)を爲すことが出来る。
- 但し、かゝる命令に對する不服申立は、不服申立人が、不服申立を爲す意思を、前項によつて要求せられた通告の第一回の公表後十四日以内に、商務省に通知するに非ざれば、受理せられない。
- (四) 前述の命令に對する不服申立のあつた場合には、審判者は商務省に對し、その命令を取消し、又はその命令中に指定せられた價格若は百分率を減少若は増加することによつて、その命令を變更すべきことを指圖する權限を持ち、而して商務省はかゝる指圖に實效を與へることを要する。

(四) 本法の第二附則のこの點に關する規定は、本條に基く不服申立の目的の爲めの補助者 (assessor) の任命に關し、及びかゝる不服申立に基く手續に關して、效力を有する。

(六) 商務省は命令を以つて、ある物品が本條第一項(c)號に基く價格指定の命令の效力を受けてゐる種類の物品であること、及びそれについて賣却の申立の爲されてゐる價格が指定價格を超えてゐないことを示す爲めに、その商品に附するに適當なりと認める徵標を定めることが出來、而してかくして定められた徵標の使用は、一八八七年の商品徵標法 (Merchandise Marks Act, 1887) の目的の爲めには、同法の意義に於ける右事實を示す商品表示 (trade description) であると看做される。

第二附則 (Second Schedule) は次の如くである。

第二附則 價格の指定の命令に對する不服申立に關する規定

第一則 (一) 大法官は、法曹家たる者を、本法第五條又は第六條に基いて制定せられた命令、又はかゝる命令を變更する命令に對する總ての不服申立を、審問し決定する審判者に任命することを要する。

(二) 前項により任命せられる者は、一定の任期を以つて、その任命の時以前に科せらるることあるべき被免に關する條件の下に、任命せられ、その職務終了の際には再任命せられる資格を有する。

(三) 審判者の病氣、無能力又は不在の場合には、大法官はその審判者の代理として働く他の者を任命することが出來、かく任命せられた者がかく働いてゐるときには、審判者としての總ての職務權限を有する。

第二則 (一) 商務省によつて任命せられる者、各六人より成る、次に述べる三種の名簿を作成することを要する。

- (a) 計理又は會計の事項に熟練せるものと商務省が認める者、
- (b) 異なりたる種類の價格の統制せられた物品の取引に關する事項につき、専門的知識を有すると商務省が認める者、及び
- (c) 上記の不服申立に於て、かゝる物品の買主の利益を代表する資格ありと商務省が認める者。

(二) 前項の名簿の構成員なりと任命せられる者は、一定の任期を以つて、その任命の時以前に科せらるることあるべき被免に關する條件の下に、任命せられ、その職務終了の際には再任命せられる資格を有する。

第三則 (一) 審判者は、各不服申立の目的の爲めに、補助者として、上記の各名簿の一人宛から補助せられる。

(二) 取引に關する事項の専門的知識を有する者から成立つてゐる名簿から、補助者を選ぶに當つては、審判者はその特定の不服申立の性質に考慮を拂ふべく、従つて、出来る限り、かく選ばれた者は、その不服申立を處理するに當つて生ずることあるべき専門的知識に明るく、且之を有してゐるやうにすることを要する。

第四則 不服申立を處理する目的の爲めに、審判者は、召喚狀を以つて、何人に對しても、その召喚狀に指定した時と處とに出頭し、證據を供し、又は、審判者が調査することを必要なりと考へる、その管理し若は支配下にある文書を提出すべきことを要求することが出来、且宣誓に基づく證據を取得し、その目的の爲めに宣誓を爲さしめ、又は、宣誓を爲さしめる代りに、調査を受ける者に對し、調査を受けた事項の眞實なることを宣言し且署名すべきことを要求することが出来る。

但し、何人も、その出頭に必要な費用の支拂又は提供を受けざる限り、かゝる召喚狀に服従することにより、その住所より十里以上旅行すべきことを要求せられることがない。

第五則 本附則の上記規定に反せざる限り、大法官は、上記の不服申立についての手續を規律する規定を制定することが出来、且本則の一般性を害せざる限り、かゝる規定は、不服申立に關する行爲の爲すべき期間を制限する定めを爲すことが出来る。

第六則 (一) 商務省は、本附則に基き任命せられた審判者、及び不服申立の目的の爲めに補助者として働くべく選ばれた者に、商務省が大藏省の同意の下に決定する報酬を支拂ふことが出来、且商務省及び大藏省の同意する、審判者及びかく選ばれた者の費用を支出することを要する。

(二) 本則に基く商務省の費用は、議會によつて支給せられる金銭より支出せられる。

更に商務省は、新しい種類の物品の基本價格を定め、權限を持つてゐる。

第六條 新しい種類の物品に對する基本價格

(一) 一九三九年八月二一日後に出現したとの理由によつて、本法第三條の規定を適用することの出来ない種類の價格の統制せられた物品に關しては、商務省は命令を以つて、その命令の效力存続中は、本法の目的の爲めに、賣却せられ、賣却の合意の爲され、又は賣却の申出の爲される、その種類の物品に對する基本價格と看做さるべき價格を、指定することが出来る。

(二) 前條第二項乃至第五項の規定は、それらが同條第一項に基いて制定せられた命令に關して效力を有すると同様に、本條に基いて制定せられた命令に關しても效力を有する。

一般的に本法に基く商務省令に關し、次の如き規定がある。

第一九條 本法の目的の爲めの商務省の權限

(一) 本法に基き商務省に制定の權限の與へられた命令は、商務大臣 (President of the Board)、又はその不在の場合には主要國務大臣 (Secretary of State) の一人、が之を制定することが出来、又本法によつて若は本法に基き、商務省により、商務省に對し、若は商務省の前で爲すべきことを要求せられ又は授權せられた他の事項は、商務大臣、商務省の長官、次官、參事官 (secretary, under-secretary, assistant secretary)、又は大臣によりその爲めの權限の與へられた者により、之等の者に對し、若は之等の者の前で爲すことが出来る。

(二) 本法に基き商務省の制定した命令は、商務省の制定するその後の命令によつて變更又は廢止することが出来る。

但し、本法第五條第一項又は第六條に基き制定した命令を變更する命令——審判者によつて與へられた指圖に従つて爲した場合を除く——の關係に於ては、本法第五條第二項乃至第五項の規定が、それらが同條第一項に基いて制定せられた命令に關して效力を有すると同様に、效力を有する。

(三) 本法の何れかの目的の爲めの命令中に於ける物品の種類を組立てるには、如何なる状況を参照して之を組立て、も差支がない。

四 本法の第一附則により商務省に付與せられた、許可増加額を決定するに當つて考慮せらるべき事項を指定する、権限の行使として制定せられたる商務省の命令は、その命令が效力を有するに至る前に爲された取引に對する關係に於ても、宛もその事項が最初に制定せられたときの同附則中に指定せられてあつた如くに、本法が效力を有すべき旨を規定することが出来る。

五 商務省は、裁判所の手續、又は本法に基く審判者への不服申立の手續の關係以外に於ては、本法に基き制定することを要求せられ又は授權せられた、何れかの事柄に對する關係に於て従はるべき手續を規律する爲め、及び一般的に本法の規定に實效を與へる爲めに、規則を制定することが出来る。

三 統制違反に對する制裁

統制違反の賣主に對する刑罰の最高限は、二年の禁錮又は五百磅の罰金又はその双方である。違反が三回以上累ねられた場合には、違反者に營業の停止を命ずることも出来る。尙統制違反の賣買の私法上の效力については後に別に之を述べる。

第七條 許可價格より上での賣却に對する刑罰

(一) 本條第三項の規定に該當する場合を除き、本法第一條の規定に違反した者は有罪であり、

(a) 略式起訴 (summary conviction) に基き、三月を超えざる期間の禁錮、又は百磅を超えざる罰金、又はその双方に處せられるか、又は

(b) 公式起訴 (conviction on indictment) に基き、二年を超えざる期間の禁錮、又は五百磅を超えざる罰金、又はその双

英吉利の戰時物品價格法

方に處せられる。

但し、本法第一條に違反して爲された申出又は合意の後、その申出又は合意に従つて、合意又は賣却の爲された場合には、かかる取引は合せて單一の犯罪を構成するものと看做される。

(二) 前項の犯罪につき、同一人が三度又はそれ以上有罪なりと發見せられた場合には、檢事總長 (Attorney General) の申立、又は檢事總長の同意の下に爲された檢察官の申立に基き、裁判所は、その行程に於てその犯罪を構成する取引が行はれた營業、若は營業のある部門、若は同様の性質の營業若は營業の部門を、犯人が營み又は營むことに直接若は間接に關與することを妨げる爲め、裁判所の適當なりと考へる期間效力を存續する命令を言渡すことが出來、且本項に基き言渡された命令に違反した者は、有罪であり、

(a) 略式起訴に基き、三月を超えざる期間の禁錮に處せられるか、又は

(b) 公式起訴に基き、五年を超えざる期間の懲役に處せらる。

(三) 本法第一條の何れかの規定違反の故を以つて起訴せられた者にとつては、その起訴の理由たる事項に關し、他人の被備者又は代理人として、雇傭の行程に於て、その雇傭主又はその他の特定人の指揮の下に行動したることを、證明すれば抗辯となる。

價格統制が勵行せられてゐるか否かを監視する爲めに、價格統制委員會 (price-regulation committee) が作られ、違反行爲の起訴にもこの委員會が協力することになつてゐる。

第八條 價格統制委員會による強行

(一) 商務省は、中央價格統制委員會、及び、本法の規定の實效ある強行の爲めに必要又は便宜なりと考へる數の、各地方に關し

その職務を行ふ権限を有する地方價格統制委員會を、任命することを要する。——〔註〕地方價格統制委員會は、イングリランドに〇、ウェールズに二、北部アイルランドに一、スコットランドに三、設置せられた (Board of Trade Journal, vol. 143, p. 839, vol. 144, p. 13)°]

(二) 地方價格統制委員會の義務は、本法の規定をその地方に於て強行し、本法第一條の何れかの規定につきその地方に違反ありと主張する者に、委員會に申告を爲し、且その者の要求あるときは委員會に於て審問を受ける機会を與へることにある。

(三) 地方價格統制委員會は又、その時現には價格の統制せられてゐない物品につき、その地方で賣却の申出の爲されてゐる價格を常に調査し、且その中のある物品に對する關係に於て、本法第二條に基く命令が制定せられることを適當なりと認めた場合には、その旨中央價格統制委員會に申告することを要する。

(四) 中央價格統制委員會の義務は、地方價格統制委員會による職務遂行の方法に統一を確保し、本法の規定の強行に對する一般的監督を行ひ、ある種類の物品の關係に於て、本法の規定違反に關する問題が多くの地方に於て生ずるらしいとの理由、又はその他の理由によつて、適宜なりと認めた場合には、自ら本法の規定を強行し、且商務省に對しその本法による職務遂行につき助言と補助を與へるにある。

(五) 地方價格統制委員會が、その地方に本法第一條の何れかの規定に對する違反があつたと認め、且違反者なりと嫌疑をかけた者に陳述を爲す機会を與へた上で——尙その者の要求あるときは、その者を審問した上で——それに關し起訴が爲さるべしとの意見である場合には、その嫌疑をかけた違反を中央價格統制委員會に報告することを要し、中央價格統制委員會も、右と同意見なるときは、同委員會は商務省に起訴を要求することを要する。尙中央價格統制委員會が嫌疑をかけた違反を自分で調査するを適當なりと考へ、且、違反者なりと嫌疑をかけた者に上述の如き機会を與へた上で、起訴が爲さるべしとの意見であるときも同様の要求を爲すことを要する。

内 本法第一條の何れかの規定違反に對する起訴は、商務省が上記の要求に基いて爲す以外には、之を爲すことを得ない。
但し、公訴長官 (Director of Public Prosecutions) は、左の場合に起訴を爲すことが出来る。

(a) 公訴長官が起訴を爲すべきであると認め、且、地方價格統制委員會がその嫌疑をかけた違反を知つてゐながら、中央價格統制委員會に報告を爲さず、又は中央價格統制委員會がその報告を受け又は嫌疑をかけた違反を自ら調査しながら商務省に起訴の要求を爲さなかつたとき、又は

(b) 商務省が公訴長官に起訴を要求したとき。

(e) 價格統制委員會は、書面による通知を以つて、價格の統制せられた物品の賣却を含む營業を營んでゐる者に、その通知書に指定又は記載した、その者の保管し又は支配内にあり、且その調査が本法の目的のために合理的に要求せられ得る、その營業に關係ある計算書、帳簿その他の書類を、委員會の任命した者に提出し、その調査を許し、且本法の目的の爲めに合理的に要求し得る報告をその者に供すべきことを、要求し得る。

(e) 價格統制委員會は、商務省の決定する様式に於て構成せられる。

内 商務省は、各價格統制委員會に對し、書記を任命することが出来、且各委員會は、商務省が大藏省の同意の下に決定すべき、吏員及び使用人を雇ふことが出来る。

(c) 商務省は、その大藏省の同意の下に決定する所に従ひ、各價格統制委員會の委員に、報酬 (若しあらば) 及び旅費食費の手當を、又上記の任命にかゝる書記及び上記の雇入にかゝる吏員及び使用人に、報酬を、更に又委員會の費用を支拂ふことを要する。

(二) 前項に基く商務省の總ての費用は、議會によつて支給せられる金錢より支出せられる。

本法に基く制裁の訴訟手續に於ける立證責任につき、

第九條 訴追せられた價格が許可價格の範圍内なることの立證責任

本法第一條の何れかの規定違反の故を以つて起訴せられ、問題たる物品の賣却、又は賣却の合意若しは申出、及びそれらについての價格が證明せられた場合に於て、更に、その價格がその物品、又は同一日に若しは同一日頃に、同様の情況の下に營業の行程に於て、賣却し又は賣却の合意の爲された他の同様の物品、に對する基本價格を超えてゐることが證明せられたときは、問題たる賣却、合意又は申出の爲された價格が、許可價格を超えてゐなかつたことを立證し、又は、問題たる物品の屬する種類の物品に關する本法第五條に基く價格若しは百分率の指定を考慮に入れると、その賣却、合意又は申出が、同條によつて適法なりと看做さるべきであるといふことを立證する責任は、被告人にある。

前掲第八條第七項は、商人に書類の提出又は報告の供與を命じ得ることを定めてゐるが、これらについて更に次の規定がある。

第一六條 要求せられた報告の供與を怠つたことに對する刑罰

(一) 本法に基いて提出又は供與を要求せられた計算書、帳簿其の他の書類又は報告を、提出又は供與することを怠つた者は、略式起訴に基き、五十磅を超えざる罰金、及びその上にその懈怠の續く間一日につき十磅を超えざる罰金に處せられる。

(二) 本法に基いて計算書、帳簿其の他の書類の提出を要求せられた者が、欺く意圖を以つて、重要な事項につき、虚偽なることを知つてゐる計算書、帳簿其の他の書類を提出したとき、又は本法に基いて報告の供與を要求せられた者が、重要な事項につき、虚偽なることを知つてゐる陳述を爲し、若し重要な點に於て虚偽なる陳述を輕卒に爲したるときは——そのことに對し公式起訴が爲された場合以外に於ては——略式起訴に基き、百磅を超えざる罰金、又は三月を超えざる期間の禁錮、又はその双方に處せられる。

(三) 本法の第二附則に基いて發せられた召喚狀に従つて、出頭し又は證據を與へることを、拒絕し又は故意に怠つた者は、略

式起訴に基き、五十磅を超えざる罰金、又は三月を超えざる期間の禁錮、又はその双方に處せられる。

第一七條 報告開示の制限

(一) 本法に基いて得られた個々の營業に關する報告は、その營業を營んでゐる者の同意なくしては、本法の施行に關聯する以外に於ては、開示してはならない。

但し、本條の何れの規定も、本法によると否とを問はず、提起せられた刑事手續の目的の爲めに、又はかゝる手續の報告の爲めに、爲された報告の開示には適用せられない。

(二) 本條に違反して報告の開示を爲した者は、略式起訴に基き、三月を超えざる期間の禁錮、又は五十磅を超えざる罰金、又はその双方に、又は公式起訴に基き、二年を超えざる間の禁錮、又は百磅を超えざる罰金、又はその双方に處せられる。

更に法人犯罪につき、

第一八條 法人による犯罪

本法の何れかの規定違反により、有罪の宣告を受けた者が法人なるときは、違反の當時その法人の理事又は役員であつた者は何人も、その違反が彼の同意又は默許なしに爲されたこと、及びその法人の理事又は役員としての職務の性質及び總ての事情を考慮して行使すべきであつた所の、違反を防止すべき總ての注意を行使したことを立證するに非ざれば、その違反につき有罪なりと看做される。

四 統制違反行爲の私法上の效果

價格を統制した場合に、その價格を超える對價を以つて爲した賣買の私法上の效力如何は、種々論議せられる處であるが、本法第十條は、買主がその選擇に従ひ、その賣買を取消すか、又は之を追認して超過支拂其の他右

違反によつて蒙つた損失の賠償を請求することが出来る、旨を定めてゐる。詳しくは次の如くである。

第一〇條 禁止せられた取引を取消すか又は超過代金を取戻す買主の権利

(一) 價格の統制せられた物品を、營業の行程に於て、特定の價格で賣却し、又は賣却の合意若は申出を爲したとの理由によつて起訴せられ、その被疑者が有罪なりと發見せられた場合に於て、

(a) その起訴が賣却又は合意に關するときは、その賣却又は合意の買主が、而して

(b) その起訴が賣却又は合意に關すると、申出に關するを問はず、その營業の行程に於て、右發見の日以前に、本法第一條に違反して、それと同一の又はより高い價格にて爲された、同様の物品の賣却又は賣却の合意の買主は、

次の二種の権利を有し、その選擇に従ひ、本法の規定に従つて之を行使し得る。

(二) 右買主は、その賣却又は合意を取消されたものとして取扱ひ、且賣主より、買主の爲め受取つた金として、その賣買に對する約因として支拂つた金額を取戻す権利を有する。——〔註〕「買主の爲め受取つた金として」とは「不當利得した金として」の意味である。】

但し、買主がかくすることによつて第三者の取得した権利が害せられるとき、賣却若は合意の日より不相當な期間經過したとき、又は賣却の場合に於て買主がその物品を、買主に所有權の移つた時と重要な點に於ては同一の状態に於て、賣主に提供しないときは、買主は本條によつて與へられた権利を行使することが出来ない。

(三) 右買主は、その賣却又は合意を追認し、且その違反によつてその蒙つた損失の範圍に於て——その物品の轉賣又は轉賣の合意の爲めに、その受けた又は受けるべき約因を考慮に入れて——前項と同じく取戻す権利を有する。——〔註〕「前項と同じく」とは「買主の爲め受取つた金として」の意。】

(四) 本條によつて取戻し得る金額は、その支拂つた日以後年五分の利率の利息を付して取戻し得る。

(四) 本條により與へられた權利は、自己も、問題たる違反に幫助し、教唆し、助言し、又は之を惹起したとの理由によつて、罰せらるべき責あるときは、之を行使することが出来ない。

右に述べた第十條第二項但書にも善意の第三者保護の規定を設けてゐるが、第十五條は更に次の如く規定してゐる。

第五條 善意者の權利に對する留保

取引の本法による違法性は、その取引に關し本法違反の責あり、又はかゝる違反に幫助、教唆、助言、惹起の理由により罰せらるべき責ある者、以外の者によつて取得せられた權利を害しない。

五 賣惜の禁止

本法は、價格統制品の賣惜を禁止し、之を罰することにしてゐる。

第一二條 持合せ品の賣惜禁止

(一) 本條第三項の規定の場合を除き、價格の統制せられた種類の物品を通常に賣却する營業を營んで居り、且その種類の物品の持合せ品を持つてゐる者は、直ちに支拂を爲すとの提供の下に、許可價格にてその種類の物品を購置せんとするの申出のあつた場合は、之を拒絶することを得ない。

(二) 前項の目的の爲めには、購買の申出を受けた者が、他の物品（價格の統制せられた物品たると否とを問はない）をも購買すること、又は奉仕に對し支拂を爲すことを要求する條件、又はその他の條件の下に於て、その購買の申出を承諾すべきことを提議したときは、申出を拒絶したものと看做される。

(三) 購買の申出の承諾、又はその提議する條件を履行せしむることなしに爲す承諾が——その申出の目的たる物品の量その他の點を考慮して——申出を受けた者の通常の慣行に反するか、その合法的に負つてゐる債務の違反を招來するか、又はその平常の顧客の間に持合せ品を秩序正しく配給する取極めを妨げるに至るときは、購買の申出を受けた者はその申出を拒絶する權利を有する。

第一三條 第一一條又は第一二條違反に對する刑罰

(一) 前二條の何れかの規定に違反した者は、略式起訴に基き、三月を超えざる期間の禁錮、又は百磅を超えざる罰金、又はその双方に處せられる。

(二) 本法第八條の第二項第四項第五項及び第六項の規定は、それが本法第一條違反に對する關係に於て效力を有するが如くに前二條の何れかの違反に對する關係に於て、效力を有する。

右第十三條は前に一度引用したことがある。尙この場合にも、法人犯罪に關する前述第十八條の規定の適用がある。

六、特則、略稱、存續期間

第二一條 スコットランドへの適用(省略)

第二二條 北部アイルランドへの適用(省略)

第二三條 略稱及び存續期間

(一) 本法は一九三九年の物品價格法として引用せられ得る。

(二) 本法は、國王が勅令により、本法通過の原因たる緊急時が終了した日なりと宣言する日まで效力を存續し、その日に、既

關に爲され又は爲すことをやめられてゐた事項に關する以外に於て、失效する。

※

エコノミスト誌は、昨年八月三〇日から本年一月一六日までの間に、卸賣物價指數が三二パーセント騰貴した旨を報じ、この物價騰貴の傾向に對しては、物品價格法（本年一月一日より施行）は甚だ不十分な存在であると述べてゐる（The Economist, vol. 138, p. 104）。誠に然りであらう。

先づ第一に、戦時に物價の停止を企圖しても（殊に自由主義經濟を基本としてゐた英吉利に於ては）實行不能であらうけれども、物品價格法は、他國の立法と異なり、自らある程度の物價騰貴を是認する立場を採つて居り、しかもその許可増加額決定につき考慮せらるべき事項が相當に廣範圍にわたつてゐる。従つて人、物共に減少する戦時にあつては、相當に高率の騰貴が合法的に生ずるであらう。第二に、昨年八月二一日の價格を基本價格としてゐるが、本法の實際に適用せられたのは本年一月一日からであり、その間四箇月間に於ける自由に行はれた騰貴は（前迹参照）、之を引下げることは事實上不可能で、結局之を許可増加額として認めざるを得ないであらう。

（昭和十五年五月三十一日）